

岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例

令和7年3月28日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場（以下「火葬場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する火葬場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
岸和田市貝塚市斎場	岸和田市流木町1092番地の1

(事業)

第4条 火葬場においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 火葬に関すること。
- (2) 火葬場の施設及び設備（以下「施設等」という。）に関すること。
- (3) その他管理者が必要と認める事業。

(指定管理者)

第5条 火葬場の維持管理・運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 火葬場の使用許可及び使用制限に関すること。
- (3) 施設等の維持管理・運営に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、火葬場を管理しなければならない。

(開場時間)

第7条 火葬場の開場時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ管理者の承認を得て、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第8条 火葬場の休場日は、1月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上特に必要があると認める場合は、あらかじめ管理者の承認を得て、臨時に休場し、又は開場することができる。

(使用許可)

第9条 火葬炉、待合室、多目的室（付随する遺族控室を含む。以下同じ。）、霊安室又は動物炉を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 待合室、多目的室及び霊安室の使用の許可を受けようとする者は、火葬炉を使用する者に限る。

3 動物炉の使用の許可を受けようとする者は、岸和田市又は貝塚市（以下「関係市」という。）に住所がある者に限る。ただし、関係市の区域外に住所がある場合であって、関係市が使用する権利を有すると認めるときは、この限りでない。

4 指定管理者は前3項の許可に際し、管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(4) 施設の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不適当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の許可の取消しを受けた者に生じた損害については、岸和田市貝塚市広域事務組合及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第12条 使用者は、火葬場の使用の許可を受ける際に、別表1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、関係市が直営によって収集し、又は委託して収集した所有者不明の犬、猫又はこれらに類するものについては、この限りではない。

(手数料)

第13条 火葬及び分骨証明書の発行手数料は、別表2に定めるとおりとする。

(使用料及び手数料の減免)

第14条 管理者は特別の理由があると認めるときは、前2条の使用料及び手数料を減免することができる。

(使用料及び手数料の還付)

第15条 既納の使用料及び手数料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者等の義務)

第16条 使用者及び来場者は、施設等を十分な注意をもって取り扱わなければならない。

2 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第11条に規定する使用の停止若しくは使用の許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第17条 使用者は、火葬場を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第18条 施設等を毀損し、又は滅失したときは、管理者の定める損害額を賠償しなければならない。

2 管理者は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第19条 火葬場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入場の禁止等)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 伝染性疾患があると認められる者
- (2) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。
- 3 指定管理者が行う使用許可等に関する業務について必要な準備行為は、施行日前においても前項において指定した指定管理者に行わせることができる。

別表 1（第12条関係）

火葬区分		単位	使用料	
			市内	市外
火葬炉	大人	1 体	20,000 円	100,000 円
	小人（12 歳未満の者）	1 体	10,000 円	50,000 円
	妊娠 4 箇月以上の死胎	1 胎	4,000 円	20,000 円
	改葬遺骨	1 件	10,000 円	50,000 円
	人体の一部	1 個	1,500 円	7,500 円
	妊娠 4 箇月未満の死胎	1 胎	1,500 円	7,500 円
	胞衣	1 個	1,500 円	7,500 円
	産汚物等	1 容器 （18 リットル）	1,500 円	7,500 円
動物炉	愛玩動物等	1 体	1,000 円	—
多目的室		1 室（3 時間）	3,000 円	15,000 円
待合室・霊安室		—	無料	無料

備考

- この表において、「市内」とは、次の各号に掲げる種別の区分に応じ、当該各号に定める住所又は所在地が関係市にある場合及び第 9 条第 3 項ただし書に規定する場合をいうものとし、「市外」とはそれ以外の場合をいう。
 - 大人及び小人 法第 8 条に規定する火葬許可証に記載の死亡者又は申請者の住所
 - 妊娠 4 箇月以上の死胎 法第 8 条に規定する火葬許可証に記載の父、母又は申請者の住所
 - 改葬遺骨 法第 8 条に規定する改葬許可証に記載の死亡者又は申請者の住所
 - 人体の一部 病院等の所在地又は人体の一部を失った者の住所
 - 妊娠 4 箇月未満の死胎 病院等の所在地
 - 胞衣 病院等の所在地
 - 産汚物等 病院等の所在地
 - 多目的室 (1) から (7) の住所又は所在地
- 1 回の出産により生じた 2 個以上の胞衣を同時に取り扱うときはこれを 1 個とみなし、産汚物及びその付着した布、綿又は紙類と胞衣とを同時に取り扱うときは、胞衣に関する使用料のみを徴収する。

別表 2（第13条関係）

区分	単位	手数料
火葬及び分骨証明書	1 通	300 円